

新潟県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的被害の防止を図るため、新潟県知事（以下「知事」という。）又は県内市町村長の要請に基づき、被災建築物の危険度について応急に判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う者の認定に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、新潟県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）とは、知事の認定を受け、知事又は県内市町村長の要請に基づいて、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定の基準)

第3条 判定士の認定は、県内に在住し、又は在勤している者であつて、次の各号の一に該当し、かつ、第14条に規定する応急危険度判定に関する講習を修了した者について知事が行う。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）第2条第1項に規定する建築士。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。）第27条に規定する技術検定に合格した建築施工管理技士。
- (3) 前二号に掲げる者のほか、知事が認めた者。

(認定の申請)

第4条 前条の規定により認定を受けようとする者は、別記第1号様式による「新潟県被災建築物応急危険度判定士認定申請書（以下「認定申請書」という。）」を知事に提出しなければならない。

(認定証の交付等)

第5条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、申請者が判定士として適格であると認めたときは、当該申請者を判定士認定台帳に登録するとともに、別記第2号様式による新潟県被災建築物応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）」を交付する。

- 2 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、申請者が判定士として適格でないと認めたときは、認定証の交付を行わないことができる。この場合において、知事は、申請者に理由を付して別記第3号様式により、その旨を通知する。

(認定証の更新)

第6条 認定証の有効期間は、5年を経過した日の属する年度の末日までとする。有効期間を過ぎた認定証は効力を失う。

- 2 認定証の更新を受けようとする者は、別記第4号様式「新潟県被災建築物応急危険度判定士認定更新申請書（以下「更新申請書」という。）」に認定証を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、判定士認定台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付する。

(判定士認定台帳)

第7条 知事は判定士認定台帳を毎年更新する。

- 2 判定士認定台帳は県及び各市町村に常備し、災害の際の利用に供する。

(判定士の活動)

第8条 判定士は地震等の災害が起こった場合、知事又は県内市町村長の要請に応じて、応急危険度判定を行うものとする。

- 2 判定士は応急危険度判定を行う目的以外の目的で「応急危険度判定士」「判定士」あるいはこれに類似した名称を使用することはできない。

(変更の届出)

第9条 判定士は、第4条に規定する認定申請書又は第6条第2項に規定する更新申請書に記載した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を、別記第5号様式「新潟県被災建築物応急危険度判定士変更事項届出書兼認定証再交付申請書」により知事に届け出なければならない。

(認定証の再交付)

第10条 判定士は、認定証の記載事項に変更を生じたとき又は認定証を紛失し、若しくは汚損したときは、速やかに、その理由を付して別記第6号様式「新潟県被災建築物応急危険度判定士認定証再交付申請書」により認定証を添え（認定証を紛失した場合を除く。）、知事に再交付を申請しなければならない。

(認定の辞退)

第11条 判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定書を添えて別記第7号様式「新潟県被災建築物応急危険度判定士認定辞退届出書」により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は前項の規定による届け出があったときは、当該届け出者を判定士認定台帳から抹消するとともに、届け出者に別記第8号様式「新潟県被災建築物応急危険度判定士認定取消通知書」により通知する。

(認定の取消)

第12条 知事は判定士が次の各号の一に該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 士法第9条の規定による免許の取消を受けた場合
- (2) 士法第10条第1項の規定による懲戒を受けた場合
- (3) 建設業法施行令第41条の規定による技術検定の合格の取消を受けた場合
- (4) 前三号に掲げるほか、知事が必要と認める場合

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、取消をした者を判定士台帳から抹消するとともに、取消をした者に別記第9号様式「新潟県被災建築物応急危険度判定士認定取消通知書」により通知しなければならない。

(認定証の返納)

第13条 判定士は、認定がその効力を失った場合、又は取り消された場合には、速やかに、その認定証を知事に返納しなければならない。

(講習)

第14条 第3条に規定する講習とは、次に掲げる講習とする。

- (1) 知事が実施する講習
- (2) 建築士を対象とする講習の指定に関する規定（昭和61年建設省告示第1423号）第3条第1項の規定により、国土交通大臣が指定する講習
- (3) 建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年10月27日）第3条第1項の規定により、知事が指定する講習
- (4) 前三号に掲げる講習と同等であると知事が認めた講習

(受講修了証)

第15条 第3条に規定する講習を主催する者は、受講修了者に別記第10号様式による「新潟県被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講修了証」を交付しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、判定士の認定に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。